平成２６年（再イ）第６３号
大阪市東淀川区大道南２丁目４番23―203号
再生債務者　鈴木　大介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第１６号
兵庫県三田市香下1124番地
再生債務者　平井　貴之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月30日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第３号
埼玉県所沢市松葉町29番19号
再生債務者　前田　敦志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月１日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第２３号
横浜市金沢区能見台通15番14号　サニーヒルＡ３号室
再生債務者　平野　　刀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月１日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第３５号
川崎市中原区宮内４丁目９番43―606号
再生債務者　山田　　修
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月30日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（再イ）第２１９号
名古屋市守山区緑ヶ丘1001番地　小幡北山宿舎Ｇ棟204号
再生債務者　武田　英樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第２号
徳島県吉野川市川島町学字吉本203番地
再生債務者　松村　盛文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月30日　　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（再イ）第６号
徳島県徳島市大原町池ノ内14番地の８
再生債務者　本田　浩治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月30日　　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（再イ）第３号
開始決定時の住所北海道旭川市豊岡２条２丁目３番４号　レオパレスＴＲＹ３―204号
再生債務者　武田　　卓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月１日　　旭川地方裁判所民事部

平成２６年（再イ）第１号
福島県会津若松市東山町大字石山字天寧73番地
再生債務者　武藤　高広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月１日
福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

平成２６年（再イ）第８号
埼玉県川越市富士見町15番地13
再生債務者　桑島　　裕
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月１日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第２２号
埼玉県飯能市緑町１番地２　メゾンクレス101
再生債務者　田中　光男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月１日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第２号
三重県志摩市磯部町渡鹿野476番地
再生債務者　林　　利一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月１日
津地方裁判所伊勢支部再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第６号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第２項の規定により、草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理事業の換地計画を下記のとおり縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の２において準用する同令第３条の規定により、次のとおり公告する。
平成 26 年７月 14 日
独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
埼玉地域担当推進役　西村　慎司
記
1　縦覧開始の日　平成26年７月15日（火）
（縦覧期間２週間）
2　縦覧場所　埼玉県三郷市新和１―212
独立行政法人都市再生機構
埼玉常磐現地事務所（三郷事務所）
3　縦覧時間　午前９時15分から
午後５時40分まで

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第７号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第２項の規定により、草加都市計画事業八潮南部中央一体型特定土地区画整理事業の換地計画を下記のとおり縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の２において準用する同令第３条の規定により、次のとおり公告する。
平成 26 年７月 14 日
独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
埼玉地域担当推進役　西村　慎司
記
1　縦覧開始の日　平成26年７月15日（火）
（縦覧期間２週間）
2　縦覧場所　埼玉県八潮市八潮１―27―１
独立行政法人都市再生機構
八潮南部中央地区現地事務所
3　縦覧時間　午前９時15分から
午後５時40分まで